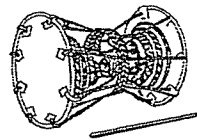


東アジア仏教の戒律の特色

肉食禁止の由来をめぐって

下田正弘



【1】

周知の如く仏教研究の分野においては、インドに発祥した仏教を、中央アジア経由で中国・朝鮮・日本という東アジアに伝わった大乘仏教を中心とする「北伝仏教」と、スリランカを拠点として主に東南アジアに流布した上座部系の「南伝仏教」の二つに分ける考えが古くから定着している。今日この分類は時としては研究の妨げとして働くこともあるが、⁽¹⁾しかし、その伝わった文献の特色を考える時、その分類の妥当性は必ずしも失われてい

ない。

今、この「北伝仏教」と「南伝仏教」を「戒律」という立場から眺めた時、そこにはやはり看過すべからざる相違が存在することに気がつく。それは、「北伝仏教」では出家者の守るべき戒律として「肉食の禁止」をうたうのに対して、「南伝仏教」では、所謂「三種の淨肉」⁽²⁾の規定の下に肉食の受容を認めていることである。現代日本でこそほとんど見られなくなったが、未だにこの「肉食の禁止」を守り続けている中国・朝鮮の僧侶たちを目の当たりにすれば、肉を受容する上座部系の僧侶たちの

姿が奇異に映ったりもする。

しかし、インドにおいて仏教の正統な出家者が基づくべき部派の戒律による限り、肉食は許されるのが本来の姿であり、南伝仏教はそれを素直に継承しているものにはかならない。また、今日われわれ日本人は、例えば親族の供養等に当たって、所謂「精進料理」と称して肉食を避ける習慣があるが、部派のある律によれば「父母の供養のため」というのは肉食を許される条件の一つとなっている。⁽³⁾ここでも事態は見事に逆転している。ことに古い時代、教団では肉は薬として処方されることもある貴重な食物とされていたことも分かる。⁽⁴⁾ところがそれが時代の推移とともに、徐々に肉食禁止の方向に態度が変化していくのである。それでも肉食の全面禁止には至らない。⁽⁵⁾この経緯と意味については既に詳しく論じたことがある。

【2】

ところが時代を下り、大乘仏教になると初めて肉食を禁止する経典が登場する。仏教文献の中で、明確に肉食

の禁止を立言するものは大乘の文献に限られるのである。今、恐らくは網羅的と思われる程度にそれらの文献を挙げてみると、『一切智光明仙人慈心因縁不食肉經』『佛醫經』『象腋經』『正法念處經』『雜藏經』『大乘涅槃經』『楞伽經』『大雲經』『央掘魔羅經』『宝雲經』⁽⁶⁾などがある。これら全ての経典の相互影響関係を、今ここで証す暇はないが、少なくとも『大乘涅槃經』『央掘魔羅經』『大雲經』『楞伽經』等の、所謂「如来藏思想」関係の文献については『大乘涅槃經』がその開祖であることに間違いない。

肉食を禁止する経典全ての中で『涅槃經』が最も成立が早いとは言えないが、『涅槃經』はその内容の展開から考えて肉食禁止を表明したパイオニア的存在であることは疑いのないところである。中国・朝鮮・日本等に見られる戒律は、実はそうした文献の影響を受けて成立したものにほかならない。

【3】

中国における受戒は、曇柯迦羅が魏代（三世紀中葉）

に『摩訶僧祇律』の抄本である『僧祇戒心』を訳出し、同時にインドから僧侶を招いて行ったものが初めてであると伝えられている。⁽⁷⁾その後は、東晋時代から戒律を重視した道安の影響もあって諸律の翻訳が進み、五世紀初頭の宋代までには有部律十二部、大衆部律五部、法蔵部四部、弥沙塞部四部の四大広律の翻訳が出揃った。⁽⁸⁾これはやがて唐代の諸律宗の開宗、殊に道宣による「南山律宗」の開宗によってその頂点に達する。その間、地域による差も見られるが主に有部の『十誦律』、大衆部の『摩訶僧祇律』、そして南山律宗の拠り所となつて中国で戒律の揺るぎない地位を獲得した法蔵部の『四分律』などが研究と実践の根拠になっていた。

ここで注意すべきことがある。それは中国に伝えられ、流布した律はまずは、上記の如く全て部派（＝小乗）の戒律だったことである。ところが周知の如く、特に鳩摩羅什による諸大乗典籍の翻訳作業を契機として、中国仏教界は「大乗仏教」に大きく傾き始める。その際に中国仏教徒たちは、大乗と部派とにそれぞれ独立した固有の価値を認めることをせず、両者を同一の次元で体系化する

を試み、所謂「教判」に向かった。言うまでもなくそれは大乗を頂点とする価値観に基づいた仏教文献の体系化である。この時に取られた態度、そして文献選別の与えた影響は多大なものがあり、以後の東アジアに展開する仏教研究は僅かの例外を除いて、基本的にこの「教判」の姿勢で一貫している。その影は、今日の仏教研究においても完全に払拭されたとは言いいきれない面が残っている。

こうした大乗を中心とする全仏教の体系化が定着すると、戒律の世界でも当然「大乗」の戒が求められることになる。ところが、鳩摩羅什の活躍と同時期の五世紀初頭までにこぞって翻訳されたものは全て部派の律であり、大乗のものは一編もない。この一見奇妙な現象は、実は却ってインドの大乗仏教のありさまを反映している。それは、中国で完成した大乗＝小乗という教判の体系とは対照的に、教団の中心となるべき律蔵が本来大乗には存在しなかったこと、即ちその教団としての根拠の薄弱な一面を物語っているのである。

しかしそれでも中国の大乗志向の勢いはそうした障害

を乗り越えるに余りあるものがあつた。彼らは純粹な律文献ではなく、經典・論書の中に大乗独自の律に関する記述を探し当て、やがてそれらを大乗の戒律として抽出するに至る。その代表的なものが『梵網經』『菩薩善戒經』『菩薩瓔珞經』⁽⁹⁾などである。

【4】

前述の如く、部派の戒律による限り「肉食」は許されている。これは勿論中国で依用された『四分律』『摩訶僧祇律』『十誦律』などにおいても同様である。南山宗では『四分律』を採用するに当たり、それを大乗に通じる典籍と解釈しているが、⁽¹⁰⁾純然たる部派の律である『四分律』には、もちろんその何れの箇所にも「肉食の全面禁止」は出ていない。

実は「肉食の禁止」を高らかにうたうのは、上述の中国偽作が伝えられる『梵網經』（梵網經盧舍那佛說菩薩心地戒品）である。鳩摩羅什訳と伝えられるこの經も、実際には中国成立の偽經というのが今日のほぼ定説になっているが、⁽¹¹⁾しかしそれが東アジアの戒律観に与えた影響

は多大なものがある。『梵網經』は複数の經典・律の統合されたものであり、その単一のオリジナルソースが考えられる訳ではない。各戒条にしてもそれぞれが、『華嚴經』『涅槃經』『菩薩地持經』等の異なる大乗經典にそのルーツを持っているのである。⁽¹²⁾

この『梵網經』の中に今問題となる「肉食の禁止」の件が存在する。「十波羅提木叉（重罪）」を説いた後、「四十八輕罪」を説く中に言う。

若佛子。故食肉、一切肉不得食。斷大慈悲佛性種子。一切衆生見而捨去。是故一切菩薩不得食一切衆生肉。食肉得無量罪。若故食、犯輕垢罪。⁽¹³⁾

この件こそが中国を初めとする東アジア一体に広がった「出家者の菜食主義」の淵源にほかならない。この經典が偽經であるとすれば、インドのいかなるオリジナルを基にしてこの件が作られるに至ったか、その過程を探ることはその菜食主義の根源を明かす重要な鍵になる。暫しその由来に遡ってみよう。

先に(2)述べたように、肉食の禁止を説いたものは大乘經典に複数存在するが、その中でもことにその禁止の内容について詳細に説き始めるのは『大乘涅槃經』が初めてである。『涅槃經』は、一切の衆生が本来的に仏に成り得る本性(仏性 *buddhahatu*)を宿している(一切衆生悉有仏性 *asti buddhahatu sarvasattvesu*)という画期的な主張をなした經典として、翻訳当初から中国仏教界に大きな影響を与え、五世紀には道生を始めとする涅槃學派の形成を促した。その後も中国・朝鮮・日本の諸仏教者は、宗派を超えて何れも『涅槃經』を非常に重要視している。

この「仏性」を説いた『涅槃經』は、同時に戒律においても従来の部派・大乘仏教に見られない新たな主張をなした。その中の代表がこの「肉食禁止」である。前述の如く、インド仏教の脈絡で考える時、「肉食の全面禁止」は決して自然なものとはいえない。このことは経自身も認めており、「肉食禁止」の規則の制定に当たって、

迦葉、我從今日、制諸弟子不得復一切肉。迦葉。其食肉者、若行住坐臥、一切衆生聞其肉氣悉生恐怖、譬如有人近師子已、衆人見之、聞師子吼、亦生恐怖。善男子。如人噉蒜臭穢可惡……一切衆生聞其肉氣、悉皆恐怖……有命之類悉捨之走。⁽¹⁴⁾

部派以来の肉食を許す条件である「三種の淨肉」等の規定を変更するに当たっての議論を重ねている箇所である。ここに出される「三種の淨肉」「十種の禁止肉」「肉食を美食とする」態度は、何れも部派の律によって確認することができ、事実に基づいたものである。

この『涅槃經』で説かれた「肉食禁止」の新たな戒律が中国仏教界に影響を与えないはずはない。今、傍線部に注意をして見ると、『梵網經』(4)にそのまま内容が要約されて現れていることがわかる。この『涅槃經』の記述は、肉食を禁止する他の何れの經典ともその内容を異にする特徴的なものになっている。⁽¹⁵⁾と云うことは『梵網經』は、ほかならぬ『涅槃經』のこの箇所を下敷きにして先述の件を制作しているものと考えられる。つまり、

從來なかつたものを新規に定める由、詳しく記している。その周到さは、同経が肉食を本格的に禁止した最初の宣説者であることを、充分に予想せしめるものである。紙数の關係で全体をここに引くことはできないが、その中心部分を中国における『涅槃經』の流布本である曇無讖訳から抄録してみよう。この箇所は仏と迦葉菩薩のダイアローグ形式で筋が運んでいく。

佛告迦葉「善男子……我從今日、制諸弟子不聽食肉。設得餘食、常應作食子肉想。云何弟子而聽食肉。諸佛諸説、其食肉者斷大慈種」。迦葉菩薩白佛言「云何世尊。聽食三種淨肉」。佛告迦葉「此三種肉、隨事漸制故作是説」。迦葉復問「何因佛言『有九種受離十種肉』」。佛告迦葉「此亦漸制。當知則現不食肉也」。

迦葉菩薩又白佛言「云何世尊。稱歎魚肉以爲美食」。佛告迦葉「我不説魚肉以爲美食。我説甘蔗・米・石蜜・及諸甘果以爲美食……當知魚肉隨順貪欲腥穢食耳」。

東アジアの菜食主義の淵源はこの『涅槃經』にまで遡れるのであり、インド仏教との比較で考えた時、「菜食主義」の規定と言う形で、東アジアの戒律の特徴をなしているものは、実は『涅槃經』が与えたものである。では『涅槃經』の肉食禁止はいかなる背景の下に定められているのだろうか。

【6】

『涅槃經』を始めとする「如来蔵思想」の文献に「肉食禁止」を説くものが多いことは既にその道の大家であるルエック D.S. Ruegg 教授によつて注目され、一つの見解が纏められている。⁽¹⁶⁾彼はまず、従来の研究で「菜食主義」は「不殺生 *ahimsa*」の觀念と深く結ばれて把握されているのに対し、仏教においてはそれが必ずしも認められず、従つて両者を別の角度から捉える必要性を指摘する。そして肉食の禁止が大乘に至つて、それも如来蔵系の文献に至つて登場することを重視し、如来蔵思想の説く「一切の衆生に仏性 *buddhahatu*・如来蔵 *tathā-gaṭagarbha* が存在する」と言う主張が、魂の器たるも

のを食べてはいけないという結論を引き出し、それによって仏教の内部で「菜食主義」が居を占めたという帰結を得ている。つまり「一切の衆生に仏性」の本性が存在する」という宗教的な哲理が実践面での新たな運動を引き起こしたと言うのである。

如来蔵思想の持つ特色を考慮し、更に肉食禁止を説く特定の文献群がそれとオーバーラップすることを勘案すれば、ルエックの結論は一面の真理を言い当てている。しかもそれは如来蔵をアートマン（我）と言い換え、一切の衆生にアートマンが存在すると主張した『涅槃經』が禁止の先鞭を付けたであろうことを考えれば、上記の結論は確かに納得がいくものである。

しかし同時にそれは、部派仏教側の肉食禁止への漸進、更にはヒンドゥー文化全体の菜食主義への移行を考える時、大乘仏教をそうした背景からあまりにも単独に切り離し過ぎた解釈であるという誇りも免れない。肉食の禁止とは、一面で食生活における重要な態度の表明であり、もし仏教教団が外部に対して影響力を持つ位置に居たとすれば、そうした決定は、優れて社会的な影響を生まざるを得ない問題となる。とすればそれは決して大乘仏教における思想的立場からの解明だけで解決がつく問題ではない。

【7】

先に部派仏教の場合を考察した結果、肉食の禁止は単に思想的・倫理的な要請で生み出されたものではなく、ヴァルナ・カースト制度という社会的な要請を厳しく被っているものであることが分かった。つまり、ヒンドゥー文化において、「肉食」はアウトカースト・不可触民に受容される「不浄」なものという観念が広がるにつれて、在家社会の秩序を無視できなくなった教団側が、徐々に禁止に移行することを余儀なくせられるという経過を辿ったのである。⁽¹⁷⁾

実は『涅槃經』を始めとする如来蔵系の文献においても、それと同様の傾向が看取されることに注意しなければならない。まず『涅槃經』では、肉食の禁止に当たって上記の如く（5）命ある物に対する慈悲を強調する一方で、肉食を明らかに「不適当」なものではなく「不

浄」なものとして捉えている姿勢がある。「肉食」が盛んな地方で「肉」を布施されたらどう対処すればよいかとの迦葉菩薩の問いに対して世尊が答える件がある。

〔迦葉〕「世尊。諸比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷、因他而活。若乞食時、得雜肉食。云何得食應清淨法。」

〔世尊〕「迦葉。當以水洗令與肉別、然後乃食。若其食器爲肉所汚、但使無味聽用無罪」⁽¹⁸⁾。

肉が布施されたら食器まで汚れているからそれを水で洗淨することを勧めている。これはまず生命に対する愛おしみの態度から出ている判断とは考え難い。むしろ徹底して「不浄な肉」を避ける態度と見た方が説明がいきやすい。元来「水」で洗淨するというのは、ヒンドゥー文化一般における「浄化法」の最もポピュラーな方法である。ヒンドゥー法典によれば、不浄と見なされるアウトカーストと接触することがあれば、沐浴や衣服の水による洗淨を規定して「浄化」を促している。⁽¹⁹⁾

また、そうした食物に関する「浄・不浄意識」を表し

ていると思われるものに、先に述べた「人噉蒜臭穢可惡」と説く件が挙げられる。これは『楞伽經』においても同様に受け継がれており、「蒜・葱」の受容を禁止する件が肉食の禁止とともに存在する。まずこの植物の禁止は、全ての命あるものに仏性・アートマンを認める『涅槃經』の思想的意図とは凡そ無関係のものであることに注意しなければならない。なぜなら、同経は植物には命根（*prāṇa*）が存在しないことを殊更に強調しており、植物に生命ありとする主張を「魔説」として斥けているからである。この点で本来の『涅槃經』は、「草木成仏」を説く一部の東アジア仏教とははっきり異なった態度を取っている。

草木之屬皆有壽命……若有經律作是說者、當知即是魔之所説。⁽²⁰⁾

実はこうした「蒜・葱」の如き食物はやはりヒンドゥー社会で一般に敬遠されていたものである。まずヒンドゥーの諸法典類は、バラモン等の上層のカーストの者た

ちがこうした「香草」の類を摂取することを古くから厳しく禁止している。⁽²¹⁾それはもちろん、仏教の倫理とはまるで関係のない脈絡である。

更に、五世紀のマトウラー国⁽²²⁾の記録をなした法顯の伝記に言う。

国の人民はことごとく生き物を殺さず、酒を飲まず葱や蒜を食べない。ただチャンダーラだけは例外である。チャンダーラは悪人と名付けられ一般人々と別居している。……この国中では豚や鶏を飼わず、奴隷を売らず、市内には屠殺者や酒店はない。ただチャンダーラの獵師が肉を売るのみである。⁽²²⁾

この記述によれば、チャンダーラのみは「肉」を扱うばかりでなく、「葱・蒜」などの香草類を口にしていて言う。玄奘の『大唐西域記』によっても、「葦・ニンニクを食べる者は町の囲いから追い出される」ことが記されている。⁽²³⁾当時、少なくともアウトカーストたちは町の城壁外に別に住んでいることを考え合わせると、こ

した植物が浄・不浄の観念に基づいた階級意識と関連していたことは充分に想像されてよい。こうした香草類の摂取禁止は、律蔵においては比丘尼律になって顔を出す。恐らくは時代を下るとともにこうした食物を取ることが嫌われるようになり、それを仏教教団も受け入れるようになった事情の反映であろう。⁽²⁴⁾

【8】

『梵網經』の四十八輕戒中、「肉食禁止規定」の次に位置するものは、上記の「香草類の摂取禁止」である。

若佛子、不得食五辛。大蒜・葱・慈葱・蘭葱・興藻。是五種一切食中不得食。若故食者、犯輕垢罪。⁽²⁵⁾

『涅槃經』『楞伽經』等において「肉食禁止」と共に一組になって出てくる項目が、予想に漏れず『梵網經』でも列挙されている訳である。

もちろん、この戒律を採用した中国では、こうしたインドにおける規定の成立事情は知るべくもない。そのた

めにこれらの条項理解においては、修行倫理の側面から様々な解釈が施されている。そしてもちろん、それはインドの問題とは独立に論じる必要がある。しかし、ことばをかえるなら、現在の東アジアに伝えられた戒律の意味を、インドにまで単純に延長して解釈することは極めて危険なことにも成り兼ねない。こうした両側面を絶えず意識しておくことが必要になるのである。

註

- (1) 例えば森祖道「スリランカの大乗仏教」『印度学仏教学研究』38-1, 1989, pp.425-420 L & Bechert, H., "Buddha-Feild und Verdienstübertragung: Mahāyāna-Ideen im Theravāda-Buddhismus Ceylons", *Bulletin de l'Académie royale de Belgique (Classe de Lettres)*, Séance du lundi 2 février, 1976, pp.27-51; Buddha-Field and Transference of Merit: Mahāyāna Concept in Theravāda Buddhism in Ceylon, In: Preprint delivered at the University of Tokyo, 1990. なお、大乗仏教と無関係に捉えられていたスリランカ上座部の仏教に、いかに大乗的要素が混入しているかを指摘しており、従来の北伝・南伝という枠組みが持つ基本的な問題に注意を促した注目すべき論文である。

- (2) 「三種の淨肉」とは、布施された肉が、殊更に自分への布施のために殺された動物の肉であるということが「見られず、聞かれず、疑われない清浄な魚・肉 *tiṣṭho tīparisuddhan macchamamsan additthan asutan aparisaniktan*」のことを言っている。これは受容が認められている。この規定はインドの部派仏教全体で受け入れられている。

- (3) 大衆部沙弥戒の規定書である *Sphuzirṭha Sṛṅgānta cṛvaṅgrahitika* に肉の受容が許される条件として「上記の三種の淨肉以外」

とし「(貴方の)父母の供養のために殺したのです」と「(布施主)が言えは、その場合には食しても罪はない。matāpitro yajñasya kṛte hata ity evaṃ sati, diso' stināsnatam (Sanghasena Singh, *A Study of the Sphuzirṭha Sṛṅgāntacṛvaṅgrahitika*, Patna 1983, p.61) の規定についてるのは興味深い。

- (4) 律の中では「肉」は美食 *paññabhojana* であるために、病氣など特定の状況でしか受容してはならぬことを規定している。 *anujānāmi bhikkhave gṛhanena bhikkhūna paññabhojanāni attano attāya viñāpetvā bhujitūna... yāni kho pana tāni paññabhojanāni, seyyath' idāṃ sappi navantīya telāya madhu phāṇṭīya maccho mamsaṃ khāya daddhi...* (Oldenberg, H., *The Vinaya Pitakam* Vol.4, London 1882, p.88) なお、拙稿「薬と肉の肉食の諸相」『前田専学博士環暦記念論集』(平成三年刊行予

定)中に、このテーマについては詳述している。

- (5) 拙稿「三種の淨肉再考―部派における肉食制限の方向―」『仏教文化学術増刊号』25, 1989 東京大学仏教青年会, pp.1-21. この論文は部派教団の肉食禁止への移行について、律藏を中心に据え、ヒンドゥー文化の中でその意味を位置づけたものである。その結果、肉食の禁止にはヴァルナ・カースト制度の下での上層カーストの「肉食のタブー化」への動きが密接に絡んでおり、部派教団も在家者側のそうした動きを受け入れざるを得なくなった過程で禁止に移行したことを明かした。インドにおける肉食問題の研究史はそこで整理しているので本稿では再説をさける。

- (6) 「一切智光明仙人慈心因縁不食肉經」(大正2, No.183)『佛醫經』(大正14, No.502)『象腋經』(大正17, No.814)『正法念處經』(大正17, No.721)『雜藏經』(大正17, No.557)『大乘涅槃經』(大正12, No.374, 376)『楞伽經』(大正16, No.670)『大雲經』(大正12, No.388)『央掘魔羅經』(大正2, No.188)『宝雲經』(大正16, No.658)。

- (7) 『高僧伝』巻1「曇柯迦羅伝」大正50, 324c-325a。

なお、中国・日本関係の戒律に関する研究では、論文を含むと枚挙に暇がない程存在するが、それらは佐々木教悟編『戒律思想の研究』(1981, 平楽寺書店)の研究文献目録に網羅的に掲載されているので参照された。ただし欧文目録は不備があり、それについては

Yuyama, A., *Systematische Übersicht über die Buddhistische Sanskrit Literatur, im Auftrage der Wissenschaften in Göttingen, Erster Teil, Vinaya-Texte*, Wiesbaden, 1979 が有効である。

前註5の下田(1990)で掲載した論文以外に、本稿において特に参照したものととして、大野法道「大乘戒經の研究」(1953, 山喜房仏書林)・石田瑞麿「日本仏教における戒律の研究」(1963, 在家仏教協会)・「梵網經」(1971, 大蔵出版社)・佐藤達玄「中国仏教における戒律の研究」(1976, 木耳社)がある。

- (8) 『開元釈教録』巻15, 大正55, 648b-c。

(9) これら一連の文献が中国成立のものであることについては、大野法道(1953, 159-165, 194-204, 274-283)が論じており、以後の諸説もこれを踏まえて展開している。

- (10) 佐藤達玄(1976, 106)

- (11) 註9参照。

- (12) 大野法道(1953, 274-283)・石田瑞麿(1971, 17-20)。

- (13) 大正24, No.1484, 1005b。

- (14) 大正12, No.374, 386a-b。

- (15) 但し「肉食の禁止」に関して『涅槃經』を継承する『楞伽經』にのみは同様な内容の記述が出る。

- (16) Ruegg, D.S., *Le Traité du Uṣṭagatagarbha de Bu ston rin chen grub*, Publication de l'Ecole Française d'Extrême Orient, Vol.88, Paris, 1973, pp.15-17, n.5; "Ahimsa and Vegetarianism in the History of Buddhism," *Buddhist*

Studies in Honor of Walpola Rahula, London, 1980, pp.253-241.

- (17) 下田正弘(1990)

- (18) 大正12, 386c。

- (19) 食べ物についての浄化規定も諸ヒンドゥー法典類でなされているが、例えばパウダーヤナのタルマストラでは(Baud, Dh. S. II, 77)「不浄とみなされるニンニクなどの植物、犬などの動物が接触した食べ物などは、水で洗浄し更に灰で洗い、また水で洗って食べるように勧める。不浄になった食べ物の水を使った浄化規定は、同様に他の諸法典類でも定められている。

マヌ法典の5章一二六偈の規定「不浄物によって汚されたものから悪臭が去らない時、またそれによって生じた汚れが消えない時は、土と水があらゆる物を清めるために用いられるべきである yāvan napaity amedhyāktād gandho lepaś ca tatkritya / tavan mīṇḍāri cādeyaṃ sarvāsu dravyasuddhiṣu //」と述べる(64)の『涅槃經』の態度と共通するものがある。

- また、この問題については Kane, P.V., *History of Dharmasūtra*, Vol.2, Part 2, second ed.1974, Poona, pp.785-787 が詳しく論じている。

- (20) 『涅槃經』大正12, No.374, 406a。

この箇所はチベット訳にみれば、「諸植物に生命 jīva や意識 vijñāna があると(如来は)「覺」になって般涅槃された」と言うのは魔が説いた経と律であると理解すべき

とすべき shing ngo cog la slog dang 'dus shes yod par gzigs nas yongs su mya ngan las 'das so shes zer ba de lta bu ni bdud kyis smras pa'i mdo sde dang 'dul bar rig par bya ste (Peking ed. No.788, 103a3-4) と言ふ、更に「一切の植物には生命はなるとの想と意識は存在しない」と私は認めざる shing thams cad la slog med pa'i 'dus shes dang sems ba'i 'dus shes med par ngas gnan ngo(103a6-7)」と明言している。

インド仏教においては植物に生命・意識を認めないというの一般的な態度である。同様な問題として、植物における生命の有無に関するシーマーンサー学派と仏教の論争を扱った、興味深い論文として川崎信定『Bhāvaviveka の生類観』『豊山教学大会紀要』14, pp.218-204L がある。

- (21) 「王葱・葱・胡」などは古くからヒンドゥー法典類で受容が禁止されている。例えばマヌ法典には「ニンニク・韭・王葱・草など不浄な土より生じたものは、再生族が摂取するには不適当である lasunan guñjanam caiva palāṇḍun kavakāni ca / abhaksyāni dvijātān amedhyaprabhāvanī ca // (V.5)」と説くばかり、故意に食すれば「墮姓者 pateddvijah」になる(V.19)と規定されている。もし食した際には、一定期間の断食に相当する行が要求される。肉と同様に禁止されるこのような不浄な食を jātudusīa, svabhavadusīa などと呼ぶ。

同じような規定はヤージュニヤヴァルキヤ等の法典

にも定められている。この問題については Kane (1974, 783-786) が有益な資料を提供する。

- (22) 長沢和俊訳『法顯伝・宋雲行記』(1971) p.55.
- (23) 水谷真成訳『大唐西域記』(第2版 1988) p.48.
- (24) 全ての比丘尼律において「ニンニク」を食することはパーチャティヤであることを定めている。『パーリ律』では ya pana bhikkhuni lasunam khadeyya, pacityā' ti (Oldenberg, 1882, 259) とあり、『摩訶僧祇律』では ya pana bhikkhuni lasunam khadaya paccatikan (Roth, G., *Bhikkhuni-Vinaya*, Patna, 1970, p.281) とある。ロートはこの部分についての註において、この食物の禁止の理由は不確かだとしながらも、階級問題が絡んでいることを示唆している。妥当な推論である。
- (25) 大正 24, No.1484, 1005b.

(つぎだ まるひる・城西大学非常勤講師)